［一・二　略］	［一・二　同上］
三　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第二条第一号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。）の次に掲げる部分以外の部分 イ　令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分 ロ　イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路	［新設］
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）	（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）
第三十一条の六　［略］	**第三十一条の六**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　前三項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第十七条の三の三の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。	［新設］
5～8　［略］	4～7　［同上］
（免状の書換えの申請書の様式等）	（免状の書換えの申請書の様式等）
第三十三条の六　［略］	**第三十三条の六**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。	3　前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。
［4　略］	［4　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第一号の二から別記様式第一号の二の二の三まで、別記様式第一号の二の二の三の三から別記様式第一号の二の三まで、別記様式第一号の七から別記様式第十二号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中［㊞］を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。